

令和4年3月4日

荷主関係団体 御中

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
神奈川県地方協議会
(事務局) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局
厚生労働省神奈川労働局
一般社団法人神奈川県トラック協会

「燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入」の周知について (お願い)

平素よりトラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大による輸送量の減少により、事業経営に大きな影響を及ぼしているなか、現下の燃料価格の高騰を受け、各トラック運送事業者は事業存続に係る大きな危機に直面しています。

国土交通省では、平成20年に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年改定)において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和2年4月に国土交通省が告示した「標準的な運賃」では、軽油価格を100円/ℓで算出されており、それを超えた場合は、別に収受するよう定めています。

一方で、燃料価格の高騰分については、多くのトラック運送事業者が収受できていないのが実態であり、トラック輸送を利用される荷主の皆様のご理解が欠かせません。

つきましては、燃料価格高騰による事業者の窮状をご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項及び、同封しました燃料サーチャージ制の導入に関するパンフレットにつきまして、特段のご配慮を賜りますよう傘下の団体、組合事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 燃料サーチャージ制の導入について

輸送依頼をする各事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め（「標準的な運賃」では100円/ℓ）、燃料サーチャージ制を導入していただきますようお願いいたします（別添リーフレット参照）。

※参考：軽油価格の推移 令和2年11月 89.2円/ℓ→令和3年11月 120.3円/ℓ（全日本トラック協会調査（スタンド価格））

なお、トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

○国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 輸送部門 TEL：045-939-6800

○（一社）神奈川県トラック協会 事業部 TEL：045-471-8882